

避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人の生活費増加費用について、東京電力の直接請求手続において認められなかった避難先アパートに関する出費として家財保険料3年分（平成26年分から平成28年分まで）、仲介手数料、敷金（総額の2割）、礼金、保証委託料等と、平成24年6月から平成30年3月までの水道代（月額1500円）、家財道具購入費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と、被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 生活費増加費用（住居にかかる費用。〇〇分）
（平成26年5月30日～平成28年4月22日）
- (2) 生活費増加費用（住居にかかる費用。△△分）
（平成28年7月1日～平成30年3月31日）
- (3) 生活費増加費用（水道代）
（平成24年6月1日～平成30年3月31日）
- (4) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
（平成25年1月12日～平成27年6月11日）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり合計金148万3400円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 生活費増加費用（住居にかかる費用。〇〇分）
金2万1000円
- (2) 生活費増加費用（住居にかかる費用。△△分）
金117万6107円
- (3) 生活費増加費用（水道代）
金10万5000円
- (4) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
金18万1293円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に

確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年7月5日

（仲介委員 新庄 健二）